

【H30.2.23 事業者説明会 配布資料】

那覇市介護保険福祉用具購入費及び住宅改修費の受領委任払い制度について

介護保険制度では、特定福祉用具の購入や住宅改修を行った場合、被保険者（利用者）は一旦費用の全額（10割）を支払い、その後に申請して保険給付分（9割、8割分）の支給を受ける、いわゆる「償還払い」を原則としています。

そのため、利用者は、一時的にまとまった費用が必要となり、資金面の問題から福祉用具の購入や住宅改修を行うことが困難となる場合があります。

そこで、那覇市では利用者の一時的な負担を軽減し、特定福祉用具の購入や住宅改修制度をより利用しやすくするため、平成30年4月から「受領委任払い制度」を実施します。

「受領委任払い制度」とは、利用者は費用額の1割又は2割分（平成30年度から負担割合3割の導入予定）のみを支払い、支給申請により保険給付される9割又は8割分の費用を市が直接事業者へ支払うことで、利用者の一時的な費用負担を軽減する制度です。

この「受領委任払い」の適用を受けるには、事業者が、受領委任払いを取り扱う事業所として那覇市の登録を受ける必要があります。

※ なお、「償還払い」については、「受領委任払い」の登録を行なわなくても従来どおりご利用いただけます。

1. 受領委任払取扱事業者の登録

(1) 登録ができる事業所は、次の要件を満たしている事業者となります。

● 特定福祉用具販売、住宅改修の共通要件

- ① 沖縄県内に事業所または事務所があること。
- ② 事業者により市町村税の滞納がないこと（証明書添付）

● 住宅改修のみの要件

- ① 事業所に福祉住環境コーディネーター2級以上の資格を有する者が所属していること。（証写し添付）
- ② 事業者は登録申請を行う日の過去1年以内に那覇市の住宅改修費支給申請に対する工事を行っていること。

(2) 登録の申請をする場合は、次の書類をちやーがんじゅう課窓口^①に直接持参し、提出してください。

① 那覇市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度取扱事業者登録申請書（様式第1号）

※ 振込先通帳の写し添付、住宅改修の場合は福祉住環境コーディネーターの証書の写しを人数分添付。

② 那覇市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度に係る取扱誓約書（様式第2号）

③ 事業者の所在地の市町村が発行する市町村税の滞納がないことの証明書

④ 住宅改修実績等の情報公開に関する同意書（様式第7号） ※提出は任意。

※ 法人による申請の場合、申請書①②④には法人の代表者印の押印が必要です。

(3) 登録後、市から那覇市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度取扱事業者登録決定（却下）通知書（様式第3号）を送付します。

(4) 住宅改修の登録を受けた事業所については、市のホームページ等で事業所一覧を公開します。（登録申請時に上記④の提出があった事業所のみ）

(5) 住宅改修については登録の有効期間があり、有効期間は登録有効開始日から3年を経過した日の属する年の10月31日までとします。また、住宅改修を行う事業者は登録期間満了日の30日前から登録の更新申請を行うことができます。
※特定福祉用具販売については登録の有効期限はありません。

(6) 登録後に登録した内容に変更が生じた場合や取扱いをやめる場合、または前段(1)の登録要件を満たさなくなった場合には、次の届出書を市に届け出てください。

① 那覇市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度取扱事業者登録事項変更届出書（様式第4号）

② 那覇市介護保険住宅改修費等受領委任払い制度取扱事業者事業廃止（休止・再開）届出書（様式第5号）

※ 登録申請は3月1日（木）以降随時受付します。3月16日（金）までに提出があった登録申請については3月27日（火）までに決定（却下）通知書を送付します。

2. 受領委任払い制度の開始日

住宅改修： 登録決定を受けてから平成30年4月1日以降に事前申請を行うものから。
特定福祉用具販売： 登録決定を受けてから平成30年4月1日以降に販売する特定福祉用具の支給申請から。

- ※ 住宅改修の登録決定後、以前に償還払いとして承認をうけた申請について受領委任払い制度を利用したい場合は、平成30年4月以降に住宅改修費事前申請内容変更申出書を提出して償還払いの申請を取り下げし、受領委任払い制度で再度事前申請して承認を受けてください。ただし工事が未着工のものに限ります。

3. 住宅改修費受領委任払いの利用手順

(1) 事前申請

改修を行う前に次の書類を提出し、事前申請をします。

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書[受領委任払い] (様式第9号) ※申請受付後、市の担当職員が受付日等を記入してお返しします。
- ② 工事費見積書
- ③ 改修する住宅の平面図
- ④ 改修箇所の写真
- ⑤ 住宅改修が必要な理由書
- ⑥ 介護保険受領委任払いに係る委任状 (様式第10号)
- ⑦ 承諾書 (住宅の所有者が被保険者と異なる場合)
- ⑧ ケアプランの写し (ケアプランの作成がある場合)

(2) 事前申請の承認決定及び工事着手

市から事前申請の承認を受けた後に、改修工事に取りかかってください。

- ※ 工事内容が事前申請した内容から変更になる場合は、工事着工前に住宅改修費事前申請内容変更申出書を那覇市ちやーがんじゅう課に提出して変更分の承認を受けてください。
- ※ 事前の申出無しに変更した改修箇所については、住宅改修費の支給ができない場合がありますのでご注意ください。

(3) 支給申請

改修工事完了後、次の書類を提出します。

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書[受領委任払い] (様式第 9 号)
- ② 住宅改修費用にかかる領収書 (自己負担額のみの金額)
- ③ 住宅改修工事完了証明書
- ④ 工事費内訳書
- ⑤ 改修箇所の写真 (改修前と改修後)

(4) 支給決定及び住宅改修費の支給

提出書類を審査した後、市から事業者に対し支給または不支給決定通知書を送付します。住宅改修費の支給は当月 1 日から 15 日までの支給申請分は、翌月 5 日に支給。当月 16 日から月末までの支給申請分は、翌月 20 日に支給されます。

4. 福祉用具購入費受領委任払いの利用手順

(1) 支給申請

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)福祉用具購入費支給申請書 [受領委任払い] (様式第 8 号)
- ② 購入にかかる領収書 (自己負担額のみの金額)
- ③ 販売した福祉用具製品のパンフレットの写し
- ④ ケアプランの写し (ケアプランの作成がある場合)
- ⑤ 福祉用具サービス計画書の写し
- ⑥ 介護保険受領委任払いに係る委任状 (様式第 10 号)

(2) 支給決定及び福祉用具購入費の支給

提出書類を審査した後、市から事業者に対し支給又は不支給決定通知書を送付します。支給日は住宅改修と同様です。

5. 受領委任払い制度を利用できない場合

※ 次の(1)～(4)のいずれかに該当する被保険者は、「受領委任払い」が利用できませんのでご注意ください。(一部を除き、償還払いによる支給申請は行えます。)

- (1) 医療機関に入院、又は介護保健施設等に入所している方。ただし退院又は退所予定者は除く。
- (2) 介護保険料の滞納がある方。ただし特別な事情等がある場合を除く。
- (3) 介護認定申請の新規申請中で認定結果が決定していない方
- (4) 介護保険の給付制限を受けている方 ※被保険者証を必ず確認してください。

※ 上記条件の基準日は住宅改修の場合は事前申請時および住宅改修施工完了時。特定福祉用具販売の場合は特定福祉用具の購入時です。

6. 留意事項

- (1) 受領委任払いの対象者について
利用者から被保険者証の提示を受け、次のことを確認してください。
 - (一面) 住宅改修を行おうとする住宅の所在地が、被保険者証の住所と一致しているか。
 - (二面) 要介護状態区分等の記載があり、かつ、認定の有効期間内にあるか。
 - (三面) 給付制限欄に記載がないか。
- (2) 利用者負担の割合について
利用者負担の割合が1割の方、2割の方がおられますので、被保険者から介護保険負担割合証の提示を受け、利用者負担の割合を必ず確認のうえ手続きを行ってください。(負担割合証は有効期限がありますので、有効期間の確認も併せて行ってください。)
- (3) 受領委任払いの対象者の有無や負担割合についてチャージんじゅう課に確認を取りたい場合は、本人記載済みの介護保険受領委任払いに係る委任状(様式第10号)を窓口で提示してください。電話での回答は行いません。

(4) 被保険者の自己負担額と領収書の発行について

◎ 被保険者負担額（費用の1割、2割）の端数整理

1円未満の端数は切り上げます。

【例】介護保険対象の改修費用：54,321円

利用者負担の割合：1割の場合

$54,321 \text{円} \times 1/10 = 5,432.1 \text{円} \Rightarrow$ 被保険者自己負担額 **5,433円**

◎ 領収書の記載方法

領収書には、以下の事項の記載が必要です。

- ・領収日
- ・施工事業者の住所と名称と印
- ・住宅改修の対象となる被保険者の氏名
- ・被保険者負担額（1割、2割）

※ 介護保険対象外費用がある場合は、但し書きに「介護保険対象の1割（または2割）」と「介護保険対象外費用」の金額を記載してください。

《領収書の記載例》300,000円の住宅改修工事をした場合

- ・住宅改修費の上限額が20万円のため、超過分10万円は全額、被保険者の負担となります。
- ・また、20万円のうち1割または2割が被保険者負担となります。（本記載例では1割の20,000円とします。）
- ・そこで、領収金額は1割分の20,000円と超過分の100,000円を合算した金額となりますが、介護保険対象分と対象外費用を分けて記載してください。

領 収 証

平成30年5月1日

那覇 太郎 様

金額 ￥120,000-

但し、介護保険住宅改修工事の被保険者負担分として
(介護保険対象1割分20,000円、介護保険対象外費用100,000円として)

上記金額正に領収致しました。

(住宅改修施行事業者住所)

名称

印